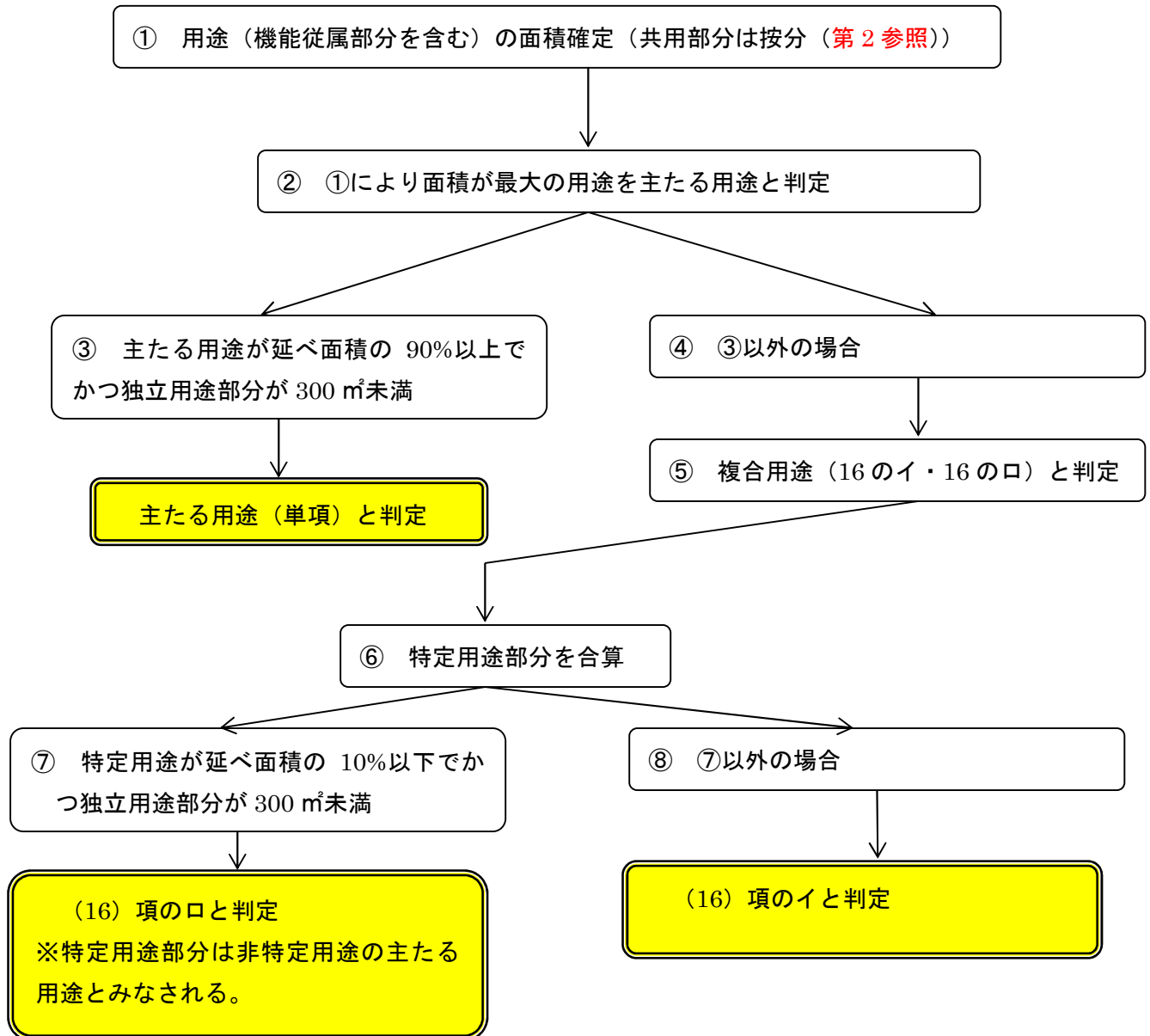


第6節 審査資料等

第1 防火対象物の用途(複合用途を含む。)の主な判定手順について



◎ 用途判定の基本は、S.50.4.15 付け消防予第41号・消防安第41号による。

◎ 防火対象物全体の用途は、消防法施行令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）を考慮せず判定する。

◎ 上記⑤に該当した場合に、令8区画があり当該区画内に2以上の用途がある場合における消防用設備等の規制は、上記に準じて判定した用途による。

◎ 令別表用途が2以上と一般住宅が存する場合は、まず令別表部分のみで用途を判定し、その後一般住宅との関係で最終用途を決定する。